

平成29年度

教職員互助会事業のお知らせ

☆新規事業

「日帰り温泉施設優待券」斡旋の実施(3頁参照)

試行の形で実施していました日帰り温泉施設優待券の斡旋が、互助会事業に加わりました。

対象施設及び優待券概要

施設	特徴	有効期限
テルメ金沢	入場料600円で優待など、3つの優待プランあり	最長6カ月
ゆめのゆ 金沢・加賀	飲食等館内利用額が一人当たり600円以上で入館無料	最長3カ月

※ゆめのゆ優待券は金沢・加賀共通です。優待の内容は変更となる場合があります。

<申込方法及び受取方法>

※配付必要枚数を把握するため、事前に申込書により互助会までFAX又はメールで申し込んでください。

※受取方法は次のいずれかを選択しての受取りとなります。

- ①直接受取り 申込書に記入した受取予定日に互助会事務局(県庁18階)で直接受取る。
- ②返信用封筒 切手を貼った返信用封筒を互助会へ送付し返送により受取る。

詳しい申込み方法や優待券の有効期限等につきましては、互助会ホームページのお知らせ及びスマートスクールネットに掲載していますのでご覧ください。

☆変更のある事業

①「施設利用券つづり」の補助対象拡充(2頁参照)

補助対象の催し物


県立美術館:3企画展→4企画展に増加 県立歴史博物館:1特別展→3特別展に増加

②「観劇等補助」の補助対象拡充(3頁参照)

県立音楽堂の公演を追加(互助会が指定する公演)

③貸付事業における貸付利率の引き下げ(6頁参照)

◎貸付利率

変更前：年1.8%  変更後：年1.7%(平成29年4月1日から)

お問い合わせは

一般財団法人 石川県教職員互助会

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会庶務課福利厚生室内

TEL 076-225-1848 FAX 076-225-1977

ホームページアドレス <http://www.ishikyogo.or.jp/>

1 厚生事業

事業名	事業の内容		
	利用施設名等	利用期間	備考
施設利用 (利用券つづり) 4月中旬頃配付	石川県立美術館 「コレクション展(常設展)」	4月1日～3月31日	補助額: 大人80円(窓口負担額210円)
	「よみがえった文化財」 — 未来へつなぐ文化財保存と修復のわざ—	4月22日～5月28日	
	「燦めきの日本画」 — 石崎光瑠と京都の画家たち—	9月23日～10月22日	補助額: 大人400円 (窓口負担額は催し物によって変動)
	「第64回日本伝統工芸展金沢展」	10月27日～11月5日	
	「森羅万象をまとう」 — 友禪人間国宝 木村雨山・二塚長生の仕事—	1月4日～2月12日	
	石川県立歴史博物館 「常設展(常設展)」	4月1日～3月31日	補助額: 大人40円(窓口負担額200円)
	「北前船と日本海海運」	4月22日～5月28日	補助額: 大人400円 (窓口負担額は催し物によって変動)
	「イメージの力」 — 国立民族学博物館コレクションにさぐる—	7月22日～9月3日	
	「禅の心とかたち」 — 總持寺の至宝—	9月16日～11月5日	
	金沢21世紀美術館 「江戸絵画の真髄」	7月28日～8月26日	補助額: 大人400円
	石川県七尾美術館	4月1日～3月31日	補助額: 大人180円・中人180円 (窓口負担額は催し物によって変動)
	石川県能登島ガラス美術館		補助額: 大人200円(窓口負担額500円)
	石川県輪島漆芸美術館		補助額: 大人150円(窓口負担額360円) 中人 0円(窓口負担額210円) 小人 0円(窓口負担額100円)
	のとじま臨海公園水族館		補助額: 大人300円(窓口負担額1,350円) 小人300円(窓口負担額 160円)
	いしかわ動物園		補助額: 大人300円(窓口負担額430円) 小人300円(窓口負担額 0円)
	石川県ふれあい昆虫館		補助額: 大人200円(窓口負担額160円) 小人100円(窓口負担額 50円)
	プー 「辰口丘陵公園温水プール」		無料
	「輪島市民温水プール」		
	「いしかわ総合スポーツセンタープール」		
	「健民海浜公園プール」		7月1日～9月3日
スタジアム 「クアハウス九谷」 「スポーツギャザー770」 「珠洲ビーチホテルスポーツクラブ・ウエーブ」	4月1日～3月31日	補助額: 大人500円 小人300円	

※入場の際に利用券を必ず提出してください。提出しない場合は上記の窓口負担額及び補助額が適用されません。

※利用期間中であっても休業日等で利用できない場合がありますので、ご注意ください。

※施設利用券の利用対象者は、会員とその家族です。(家族とは、配偶者、会員・配偶者の被扶養者及び氏を同じくする親)

事業名	事業の内容		
	利用施設名等	利用期間	備考
施設利用 (利用券つづり)	スキーリフト 「白山一里野温泉スキー場」 「白山千丈温泉セイモアスキー場」 「大倉岳高原スキー場」 「七尾コロサスキー場」	12月17日～ 3月31日	スキーリフト補助券 補助額: 400円
	金沢港大野からくり記念館	4月 1日～ 3月31日	利用料金 大人300円のところ200円 小人200円のところ100円 ※期間中は、何回でも利用できます。

事業名	事業の内容		
	利用施設名等	利用期間	備考
山の家	白山室堂 白山南竜山荘	7月 1日～10月初旬	補助額 1,000円 利用後、施設の領収書に所属所名、会員氏名、職員コード、利用者氏名を記入し互助会へ請求する。
主催事業	企画旅行 「のと里山空港利用東京1泊2日の旅」 ①東京ディズニーリゾート ②フリープラン	第1回 6月17日(土)～ 6月18日(日) 第2回 12月上旬予定	詳細については、別途通知をご覧ください。 第1回: 4月頃通知 第2回: 10月頃通知 補助額 1人につき5,000円 募集人数 各回50名(会員及び会員の家族)
観劇等補助	補助対象 ・能登演劇堂公演 地人会新社「これはあなたのもの」	5月26日～ 5月28日 (4月中旬頃別途通知)	補助額 2,000円 100名限定(会員分のみ) 先行して補助対象者を抽選で決定する。 ※結果に関わらずチケットは個人で購入ください。
	ロングラン公演 無名塾「肝っ玉おっ母と子供たち」	10月14日～11月12日 (8月中旬頃別途通知)	
	トム・プロジェクト「Sing a song」	2月23日～ 2月25日 (12月中旬頃別途通知)	
	・石川県立音楽堂公演 クリスマス・ミュージカル with OEK	12月21日 (9月中旬頃別途通知)	
映画鑑賞券の販売	コロナシネマワールド (金沢コロナワールド) ユナイテッド・シネマ (旧ルネスかなざわ) イオンシネマ (金沢フォーラス・イオン金沢・イオン御経塚) シネマサンシャイン (イオンモールかほく)	年2回販売	詳細については、別途通知をご覧ください。 第1回: 5月頃通知 第2回: 10月頃通知
日帰り温泉施設優待券の斡旋	対象施設 「テルメ金沢」 「ゆめのゆ 金沢」「ゆめのゆ 加賀」	通年	詳細については、互助会ホームページのお知らせ画面またはスマートスクールネットをご覧ください。
生涯生活設計セミナー	「生涯生活設計の知識・手法の習得」 対象:55歳以上の会員 1回目 7月26日(水)半日 生涯学習センター能登分室(輪島市) 定員:40名 2回目 7月27日(木)半日 小松商工会議所(小松市) 定員:40名 3回目 7月28日(金)半日 石川県地場産業振興センター(金沢市) 定員:50名		詳細については、別途通知をご覧ください。 (5月頃通知)
健康管理事業	「インフルエンザ予防接種助成」 巡回等によるインフルエンザ予防接種を実施し、その費用の一部を助成	10月下旬～12月下旬 (平日又は土曜日)	詳細については、別途通知をご覧ください。 (9月中旬頃通知) 助成額 1,200円(会員分のみ。年度内1回) 公立学校共済組合と共催
研修旅行	「思いでづくりの旅」 55歳以上で退職するとき、退職年度に慰労のため家族と1泊以上の旅行(費用が20,000円以上の旅行)をしたとき補助する	退職年度 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)	補助額 20,000円 提出書類 ○思いでづくりの旅補助金請求書 ○旅行会社又は宿泊施設の補助額以上の領収書 (宿泊費を支出したことが確認できるもの)

※給付金の請求期間は、事実発生日から2年以内となっております。

2 給付事業

給付名	給付事由等	給付額	提出書類	備考
結婚祝品	会員が婚姻したとき	35,000円	○結婚祝品請求書 ○戸籍抄本	
出産補助金	・会員が出産したとき	30,000円	○出産補助金 (本人)請求書	
	・会員の被扶養者である配偶者が 出産したとき	20,000円	○出産補助金 (配偶者・扶養有)請求書	
	・会員の被扶養者でない配偶者が 出産したとき	20,000円	○出産補助金 (配偶者・扶養無)請求書	
特別出産補助金	会員又は会員の配偶者が 第3子目以上の子を出産したとき	10,000円	○特別出産補助金請求書 ○第3子目以上であることが 記載された住民票等 確認できる書類	
入学卒業祝品	会員の子が 小学校へ入学したとき 中学校へ入学したとき 中学校を卒業したとき	10,000円	○入学卒業祝品 (小学校入学)請求書 ○入学卒業祝品 (中学校入学)請求書 ○入学卒業祝品 (中学校卒業)請求書	
永年勤続慰労品	会員期間が25年に達したとき	30,000円分の 旅行宿泊券	○永年勤続慰労品請求書 ○永年勤続慰労品調書	8月別途通知
医療補助金	①自己負担補助 ・会員及び会員の被扶養者 医療費×3/10 －公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額※注－14,000円 (100円未満切捨て、11,000円を限度に給付) ※注:被扶養者の場合は家族療養費附加金相当額		自動給付 ※市町等から助成がある ときは給付しません	共済組合員以外の会員 ○医療補助金請求書 ○医療機関の領収書
	②入院補助 ・会員又は会員の被扶養者が 入院したとき	1日700円 (入院期間180日限度)		共済組合員以外の会員 ○医療補助金(入院補助)請求書 ○医療機関の領収書
	③治療費補助 ・会員が健康保険法適用外で、 はり・灸・あんま・指圧・マッサージ (病気治療)を受けたとき	1回1,000円 (1年度内10回限度)	○医療補助金(治療費補助) 請求書 ○治療目的の施術である ことが判る施術所の領 収書(フルネーム)	
	④介護料 ・会員又は会員の配偶者及びその被 扶養者である子が入院し、医師の診 断により同居家族でない介護者を付 け介護料を支払ったとき ・会員又は配偶者の被扶養者である 父母に、家庭又は病院で家族でない 介護者を付け介護料を支払ったとき	1日3,000円限度 1日3,000円限度 (1年度内90日限度)	○医療補助金(介護料) 請求書 ○領収書	他から同種の補填があるときは、 その額を控除する。
介護休暇給付金	会員が介護休暇の承認を受けたとき	給料日額の 100分の25相当額	○介護休暇給付金請求書 ○給与減額に係る休業 取得整理表の写	他から同種の給付を受けている ときは、その額を控除する。
無給与退職者見舞金	会員が心身の故障により退職を命 ぜられ、公の機関から給付金が支 給されなくなったとき	給料の月額 100分の50相当額	○無給与退職者見舞金 請求書	
傷病見舞金	・重度の傷病を受け退職を余儀なく されたとき	100,000円	○傷病見舞金請求書	
	・業務に従事することができるが身 体が旧に復しないとき	50,000円以内	○傷病の程度が判定できる 医師の診断書	
災害見舞金	・風水震災火災その他非常災害によ り、会員の住居又は家財に損害を 受けたとき	一律50,000円	公立学校共済組合の災害 見舞金の請求をし、給付対 象となった場合、自動給付	※会員の住居とは、会員居住の 住居(職員宿舎、借家、間借等除く) ・共済組合員以外の会員 ○災害見舞金請求書 ○その他添付書類

※給付金の請求期間は、事実発生日から2年以内となっております。

給付名	給付事由等	給付額	提出書類	備考
死亡弔慰金	・会員が死亡したとき	320,000円	死亡弔慰金請求書 (本人)	
	・会員が死亡したとき、18歳未満の扶養すべき子がいるときは、子の年齢に応じて、18歳に達するまでの年齢1歳について献花料を給付する。	1歳につき 30,000円		
	・会員の配偶者が死亡したとき	220,000円	死亡弔慰金請求書	
	・会員の子が死亡したとき	30,000円		
	・「氏」を同じくする親が死亡したとき			
単身者給付品	一度も婚姻することなく50歳以上で退職するとき	35,000円	○単身者給付品請求書 ○戸籍抄本	退職後給付
退職給付金	会員資格をそう失したとき	長期掛金の累計額	自動給付	資格取得後6か月以上の会員に給付

※給付金の請求期間は、事実発生日から2年以内となっております。

3 育英生活年金事業

この制度は、昭和62年に「石川県の教職員の中でご不幸に遭われた方を互助会の会員同士で救済する」ということを目的として発足した制度です。会員に万一(死亡・高度障害)の場合に残された家族に長期間安定した生活費をサポートする制度です。

保険期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間であり、毎年収支計算を行ったうえ、剰余金が発生した場合には配当金として還付いたします。配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

	給付内容	コース内容			備考
		口数	保険金額	月額掛金	
育英年金コース	会員に万一(死亡・高度障害)の場合、こどもが22歳に達するまで長期間生活費をサポートいたします。 ※記載の年齢は保険年齢です。	5	2,000万円	5,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・育英年金コース・生活年金コースは、受取時にご選択できます。 ・毎年、年に1度の更新時期(11月頃予定)に加入口数の見直しをすることができます。 ・保険金のお支払の際、死亡保険金受取人の指定が無い場合は、配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位指定があったものとして取扱われます。 ・配偶者も併せて加入することができます。 ※制度内容等詳細については平成29年度のパンフレットをご一読ください。
生活年金コース	会員に万一(死亡・高度障害)の場合、遺族家族の生活維持資金として、5年以上22年以下で公的遺族年金・公的障害年金に上乘せをして、長期間生活費をサポートいたします。	4	1,600万円	4,480円	
		3	1,200万円	3,360円	
		2	800万円	2,240円	
		1	400万円	1,120円	
		※掛金は、年齢・性別に関わらず一律です。 ※記載の掛金は、平成29年度の掛金であり、今後加入の規模に応じて変更になる可能性があります。			

4 貸付事業

種 類	貸 付 金 額	年 利 率 (変 動)	償 還 回 数	申 込 事 由 / 添 付 書 類 (○ 印)
生 活 資 金	100万円を限度に10万円単位の額	1.70% ※注1	72回 以内	臨時的資金を必要とするとき ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
自動車購入 資 金	200万円を限度に10万円単位の額 (購入金額以内)			会員が自己の車を購入するとき ○販売店との売買契約書(注文書※注2)の写 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 ※注2:販売会社の社印が必要となります。
結 婚 資 金	200万円を限度に10万円単位の額		120回 以内	会員又は会員の子、孫、弟妹が結婚するとき ○結婚式場の予約受理証明書 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
教 育 資 金	200万円を限度に10万円単位の額			会員又は会員の子、孫、弟妹が高校、大学、高等専門学校、 専修学校、各種学校に入学又は修学するとき ○入学は合格通知書又は入学許可書の写、在学中は在学 証明書 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
子 育 て 支 援 資 金	50万円を限度に10万円単位の額	無利子	1回1万円 単位で 希望回数	会員又は配偶者が、妊娠180日以上経過し、出産のため資金を 必要とするとき ○母子健康手帳の写(表紙と分娩予定日記載のページ) ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
通 勤 手 当 資 金	定期券の購入費用を限度に7万円 以上で1万円単位の額			通勤手当 支給月に 全額償還
住 宅 資 金	300万円と5年後の退職金の額に 200万円を加算した額とのいずれか 低い額を限度に50万円以上 10万円単位の額	1.70% ※注1	240回 以内	会員が自己の住宅を新築、改築、増築、購入、修理又は 住宅の敷地を購入するとき 「新 築」 ○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○建築確認済証の写 ○敷地の名義人の工事承諾書の写 ○住宅の平面図 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 「増改築」 ○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○住宅の登記簿謄本 ○敷地の名義人の工事承諾書の写 ○建築確認済証の写 ○住宅の平面図 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 「新築購入」 ○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○建築確認済証の写 ○住宅の平面図 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 「中古住宅購入」 ○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○住宅の登記簿謄本 ○住宅の平面図 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 「修 理」 ○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○住宅の登記簿謄本 ○修理箇所の図面又は写真 ○住宅の名義人の工事承諾書の写 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 「敷地購入」 ○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○住宅建築に係る誓約書 ○貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
特 別 住 宅 資 金	100万円を限度に50万円以上 10万円単位の額			会員が自己の住宅を新築、購入するとき (居住用床面積が、30平方メートル以上170平方メートル以下 で延べ床面積の2分の1以上に限る。) 「新 築」 「新 築 購 入」 住宅資金貸付の添付書類参照 「中古住宅購入」

※注1:その年の特例基準割合に連動します。

〔 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定されており、前年12月15日までに財務大臣が告示する割合(過去1年に
おける各月の短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合)に1%を加算した割合 〕

☆全貸付種別の申込みには、「借用証書」及びその他実情に応じて、理事長が必要と認めた書類の提出が必要です。

☆申込みは、毎月月末(休日の場合は、その前日)に締切り、翌月の25日(金融機関休業日の場合は、その前営業日)に貸付します。

☆育児休業等の無給と休職期間中の会員、会員期間が6カ月未満の会員には貸付できません。

☆繰上償還 全額繰上:希望するときにいつでも償還できます。

一部繰上:7月と12月の年2回償還できます。ただし、5万円以上1万円単位の額とします。